## 議決された主な議案等

※2月定例会では、市長提出議案41件、議員提出議案2件、委員会提出議案1件、陳情1件の採決を行いました。 ※下記以外の議案等への賛否については、議会事務局へお問い合わせください。

○: 替成 一: 巨対

																							_	ノ・貨	LPA		· 及X	,		
						夢			÷	考ヴ	鎌		議	鎌公		議	鎌日	П	運ネ	神	議鎗	自	チア	'鎌			無			
会		派名	※会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員で構成されます。 ※会派に属する議員は代表質問を行うことができます。また、議会運営委員会や予算・決算等特別委員会の委員となることができます。			み ら い 鎌 倉		イ えジョ る ン 今をの			倉員市明議			倉本員市共議産			ットワーク (素) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1		議主		レデ ン <sub>I</sub>		所							
							_	会をの			団会党			団会党					回云兄		シト启			属			+			
議員名		員 名	※◎は会派の代表者 ※前川綾子議員は議長のため、採決には参加していません。			中里	池田	前川	○   7 中   7 村   7	後藤	出	久坂	大石	児玉	納所	◎吉岡	武野	高野	○ 保 坂	井上	森	志田	藤本	岡田	千	くり林	くりはら	竹片	松長	::と     
		<del>-</del>	な議案等	慎吾	成光	実	綾 子	聡一郎	吾	正道	くにえ	和久	文彦	輝次	和江	裕子	洋 一	令 子	三華子	功一	- 宏	あさこ	和則	_	7	りえりこ	ゆかり	建量	Ī	
	_	<u> </u>	は 歳 余 寸	議決結果		$\dashv$		-	CQZ	$\dashv$	-	2		-	$\dashv$	$\dashv$	$\dashv$	$\dashv$		-		-	-	$\rightarrow$	$\dashv$	っ	ᅩ	<del>''</del> +	+	_
2月定例会	条例	第95号	鎌倉市深沢地区まちづくり委員会条例の制定について	可決	$\circ$	$\circ$	$\circ$			$\circ$	$\circ$	0	$\circ$	$\circ$	$\circ$	-	-	-	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	-	$\circ$	-	$\circ$	- -	-
		第97号	鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	可決	$\circ$	$\circ$	$\circ$		0	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	$\supset C$	)
		第99号	鎌倉市子ども会館条例を廃止する条例の制定について	可決	$\circ$	$\circ$	$\bigcirc$		$\circ$		$\circ$	$\circ$	0	$\circ$	0	-	-	-	$\circ$	0	0	$\circ$	0	$\circ$	_	$\circ$	0	0	$\supset  C $	)
		第101号	鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	可決	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (	) C	)
		第103号	鎌倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決	$\circ$	$\circ$	$\circ$		0	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	0	0	-	-	-	0	$\circ$	0	0	0	0	-	$\circ$	0	0	) C	)
		第104号	鎌倉市文学館条例の停止に関する条例の制定について	可決	$\circ$	$\circ$	$\circ$		0	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$	0	0	0	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	0	0	0	$\circ$	$\circ$	0			)
	予 算 度	第88号	令和5年度鎌倉市一般会計予算	可決	0	$\circ$	$\circ$		0	0	$\circ$	$\circ$	0	0	0	-[	-	-	0	$\circ$	0	0	0	0	$-\mathbb{I}$	$\circ$		0	-[-	-
		第94号	令和5年度鎌倉市下水道事業会計予算	可決	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	<b>\[ -</b>	-
	議議案会	第10号	国の制度による子ども医療費助成制度の創設等に関す る意見書の提出について	可決	0	0	0		0	$\circ$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	) C	)
	陳情	第41号	鎌倉市制100周年記念事業として『新 鎌倉市史』の 編さんを求める陳情	採択	$\circ$	0	$\bigcirc$	· [	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	) C	)

鎌倉市深沢地区まちづくり

条

例

関

係

議

案

委員会条例の制定について

·議案第95号

りガイドライン」に基づく計

鎌倉市深沢地区まちづく

協

議会

当たっては、実施計画策定後に

業であったが、今

今回の見直しに

計画当初55事

より、62事業となっている。

生じた新型コロナウイルス感染

けた適切な土地利用の誘導等 画的なまちづくりの実現に向

基本計画実施計画の見直しに

1月27日に議会全員協議会

第3次鎌倉市総合計画第4期

会情勢等、市政を取り巻く状症の拡大や、コロナ禍を経た社

況に大きな変化があったことを

方向性としては計画期間内の

の行財政改革の

政運営を行うた

踏まえたものである。

見直し後においても、

、実施計

に関し、調査審議を行うため、

現在、養育者の所得制限を

設けずに行っている、中学生

容を踏襲しているが、

見直 画の

正化につながる事

までの子どもに係る保険適用

る条例の制定について【議案 鎌倉市小児の医療費の助成 り、原案を可決しました。 行しようとするものです。 で、令和5年4月1日から施 な事項を定めようとするもの 条の4第3項の規定に基づく 委員会を地方自治法第138 鎌倉市深沢地区まちづくり

概要は次のとおりです。 け、質疑を行いました。報告の を開催し、市長から報告を受

付属機関として設置し、必要

期基本計画実施計画は、令和元

となっている。 今回の見直しにより330事業

第3次鎌倉市総合計画第4

計画を推進するための全ての事

実施事業は、計画当初、基本

業で325事業としていたが、

の二つで構成される。

画は、「実施事業」と「重点事業」

に関する条例の一部を改正す 議会では、多数の賛成によ

> 策定当初から、中間年次である 度までを計画期間としている。

事業として、「強靭(レジリエン るまちの姿」の実現につながる

公有財産の利活性向上、低未利用

**石用を進めてい** 

用となっている

くこととする。

今後、計

間の3年間に

作業効率を高めた組織の生産

わせ、令和2年度から令和7年4期基本計画の計画期間に合 実施計画で、上位計画である第 れた第4期基本計画に基づく年12月定例会において議決さ

ち第4期基本計画における各

重点事業は、実施事業のう

施策の方針で目指す「目標とす

令和4年度に見直しを行うと

していたことに伴い、計画の改

ち」および「住みたい・住み続ち」「長寿社会のまち」「働くま ス)なまち」「環境負荷低減のま

けたいまち」の実現につながる

おいて、事業工

れるよう進

行管理を行っ 程が着実に推進

議会広報委員

志田

宏

財政運営の

定を行うものである。

今回の実施計画改定版は、

もので、令和5年10月1日 助成について、子育て支援 分医療費の自己負担額の全額

より、原案を可決しました。 議案第99号]

国の制度による子ども医療

とおりです。

議員提出議

案》

会における議決結果は次の

す。

主な議案の内容および議

条例に定める全ての子ども会 ども会館が令和6年3月を るものですが、鎌倉市深沢子 管理に関し必要な事項を定め 市子ども会館を設置し、その やかな育成を図るため、鎌倉 な遊び場を提供し、心身の健 館が閉館となることから廃止 もって閉館することに伴い、 しようとするもので、 この条例は、子どもに健全 ら施行しようとするもので にある者に拡大しようとする 後の最初の3月31日までの間 成対象を18歳に達する日以 さらなる充実を図るため、助

の議案が、委員会から1件の

議案が提出されました。

4件の議案が、議員から2件

2月定例会では、市長から

定

例

会

鎌倉市子ども会館条例を廃 止する条例の制定について

議会では、総員の賛成に

現在、条例で規定している海 る遊具を周囲の利用者の安全 る区域において、規則で定め りでない」との規定を追加し の確保に十分に配慮して使用 るようにすることを目的に、 使用について、海水浴場の開 ち、サーフボード等の遊具の るものです。 7月1日から施行しようとす ようとするもので、令和5年 する場合にあっては、この限 ただし書として、「規則で定め ビーチスポーツにも利用でき 設時間内にマリンスポーツや 水浴場における禁止行為のう

会議案第10号】(意見書の本

る意見書の提出について【議 費助成制度の創設等に関す

文は2面に掲載)

6り、原案を可決しました。

議会では、総員の賛成に

市長提出議

施行しようとするものです。 向上に関する条例の一部を改 鎌倉市海水浴場のマナーの 条例は令和6年4月1日から 議会では、多数の賛成によ 原案を可決しました。

の制定について

園条例の一部を

修繕事業により、鎌倉文学館

度にかけて実施予定の大規模

令和5年度から令和8年

おける受益と負

の利用に供することができな が休館することに伴い、市民

日から令和9年3月31日まで

くなるため、令和5年4月1

議会では、 原案を可

総員の賛成によ

決しました。

【議案第10号】 正する条例の制定について

Ŋ

担の公平性や公正性を確保 改正する条例 鎌倉市都市公 [議案第103号] 公の施設に

遊泳者の安全確保のため、 用料等の算定 成した「公の

間940円 年程度の周知期間を設けた上 円から3900円に改め、1 料金の上限額 で、令和6年4月1日から施 に、野球場は2時間3140 る庭球場および野球場の利用 り、原案を可 す。庭球場は1面につき2時 行しようとするものです。 議会では、

関する条例 鎌倉市文学館条例の停止に [議案第10号] 決しました。

の制定について 多数の賛成によ

笛田公園の有料公園施設であ するため、令和3年2月に作 から1300円 施設における使 を改めるもので 基準」に基づき、 り、原案を可決しました。 うとするもので、本停止条例 の間、条例の施行を停止しよ は令和5年4月1日から施行 しようとするものです。 議会では、総員の賛成によ

## 人事案件》

## 権擁護 委員

とについて、議会では総員の 方々を法務大臣に推薦するこ 伴う候補者として、次の 人権擁護委員の任期満了 【議案第10号】 美奈子氏(手広在住)

ら3年間です。 期は、令和5年7月1日 春信氏(上町屋在住)

## 温息後記

21期2年目の議会広報委員

: 組みが恒常的か一時的オイー 野選舎 高い組織の構築に努めていかな員を有効に活用する生産性の は、健全な行財 めに、その取り

東 高い組織の構築に努めていかな が 体的には、公共施設再編計画 の適切な進捗管理や計画の見 が は、公共施設再編計画 加え、デジタル技術とデータ活 用を前提とした業務の見直し、 、くてはならないとしている。具 年は、委員長、副委員長をは、その任期も今号で最後です。本名が女性議員で、鎌倉市議員でした。また、7名中4名が初当選に大きた議題に結論を重ねてきまた議員会でした。本年は、そのような形だけではな手に議員で、鎌倉市議論を重ねてきまた議会に報委員会でした。本年の結論は、会派の枠を超え、できないである。本年の結論は、会派の枠を超え、できないである。本年の結論は、会派の枠を超え、できないである。本語の枠を超え、できないである。 ち遠しくなることを祈念致した。議会だより」はどうあるべき、「議会だより」が待が、議会だより」が待が出した。

●議会だより、議会ホームページに関するご意見はこちらへ 〒248-8686(住所は省略できます)議会広報委員会 E-mail:gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp